

王寺町と奈良大学の連携協力に関する協定書

王寺町と奈良大学は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、地域振興、学術研究等において連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、王寺町と奈良大学が包括的な連携のもと、教育、文化、産業、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 王寺町と奈良大学は、次の事項について協力する。

- (1) 教育、文化、スポーツの振興・発展のための連携
- (2) 産業振興のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他、両者が協議して必要と認める連携

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1日前までに、王寺町と奈良大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、王寺町と奈良大学が協議して別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。